

住居確保給付金 のご案内

一定の要件を満たす方に対する
住まいの確保※を目的とした給付金です。

※転居先の住まい探しは、各自でお願いします。

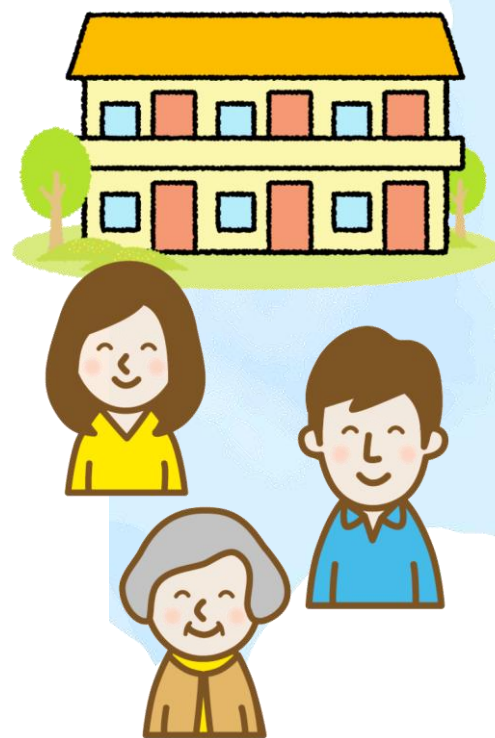
就職活動を支えるための 家賃の補助

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いに
お悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを
要件として、家賃額の一部を補助します。

※自営業の方で就労による増収を図ることが難しい場合は、
経営改善に向け活動するため、経営相談先で支援を受け
ていただきます。

家計の立て直しのための 転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃を支払い続けることが
困難な方に対し、家計改善の相談をしながら、転居
することで家計が改善すると認められることを要
件として転居費用の一部を補助します。



住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に基づく給付金です。
支給要件などの詳細は裏面をご確認ください。





家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方です。

①仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方

②自分の責任ではない解雇や会社の倒産などの理由で収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産が以下①と②に当てはまること。

①収入が、基準額+家賃額より少ない

【単身世帯】:基準額8.9万円に

家賃額(3.2万円が上限)を加算した額以下

【2人世帯】:基準額13.1万円に

家賃額(3.8万円が上限)を加算した額以下

【3人世帯】:基準額15.7万円

家賃額(4.2万円が上限)を加算した額以下

②資産(預貯金・手持ち金)の合計が、基準額の6倍(その額が100万円を超える場合は100万円)以下(※)

※単身世帯53.4万円、

2人世帯78.6万円、3人世帯94.2万円

○ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行うこと。(自営業の方などは、経営の改善に取り組むことで可となる場合もあります)

支給額・支給期間

家賃額を支給します(上限があります)。支給期間は原則3か月です(最長9か月)。

原則として住宅の貸主等の口座に自治体が直接振込みます。



転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方です。

対象者の例

○配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方

※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すれば対象になる可能性があります(転居先の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど)。

支給の要件

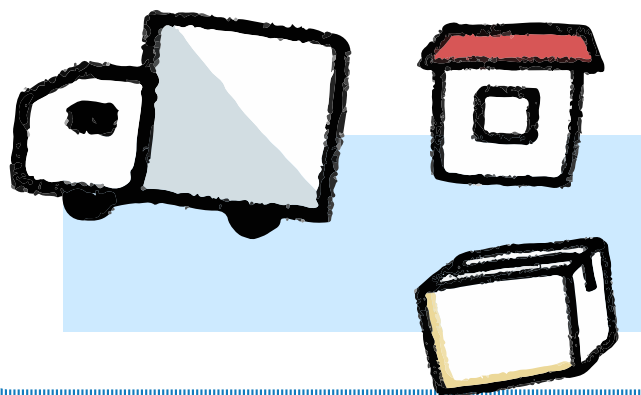
主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産の要件は左記の家賃の補助と同様。

○家計改善の相談をしながら、転居することで家計が改善すると認められること。

支給額・支給対象

転居に要する費用(家財の運搬費用・初期費用等[礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料])を支給します。ただし上限や補助対象外(敷金・前家賃等)となる経費もあります。



お問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所別館1階
松山市福祉・子育て相談窓口(自立相談支援窓口)

TEL: 089- 948-6875